a monthly newspaper
Social Insurance & Lobor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News
SPC JINJIKEN NEWS

### 無理な輸送依頼＆長時間荷待ちで初勧告（1/27）

国土交通省は 26 日、無理な運送依頼や長時間荷待ちをさせたとして、王子マテリアとヤマト運輸に対し、貨物自動車運送事業法に基づく勧告と社名を公表を実施した。両社は 2022 年に改善を要請された後も不適切事例に関する情報が寄せられており、「トラック G メン」による集中監視月間の調査で上記の行為が発覚した。勧告は、2019 年の制度制定以来初めて。

### 外国人労働者が最多の 204 万人に（1/28）

厚生労働省の 26 日の発表で、国内の外国人労働者が 204 万 8,675 人（2023 年 10 月末時点。前年同期比 12.4%増）となり、過去最多に上ったことがわかった。国籍別では、ベトナム 51 万 8,364 人、中国 39 万 7,918 人、フィリピン 22 万 6,846 人の順。外国人労働者を雇用する事業所も 31 万 8,775 事業所で過去最多となり、うち 61.9%は従業員数 30 人未満の事業所がを占める。

### 特定技能に４分野追加を検討（1/28）

政府は、在留資格「特定技能」に４分野（自動車運送、鉄道、林業、木材産業）の追加を検討している。追加には省令改正が必要で、2023 年度内の閣議決定を目指す。また、既存の飲食料品製造分野、産業機械製造業分野については、対象業務の追加を検討している。

### 実質賃金　20 カ月連続で減少（1/10）

厚生労働省が 10 日に発表した 2023 年 11 月の毎月勤労統計調査（速報）によると、労働者１人当たりの平均賃金を示す現金給与総額（名目賃金）に物価変動を考慮した実質賃金が前年同月比 3.0%減で、20 カ月連続の減少となった。名目賃金は同 0.2%増で、統計開始以降最長と並ぶ 23 カ月連続の前年同月比増と上昇傾向にあるものの、物価の上昇が３%台で続いており、実質賃金のマイナス幅は 10 月の 2.3%減から 0.7 ポイント拡大した。

### 「2024 年問題」に対応　～物流関連２法を改正（1/31）

「物流 2024 年問題」に対応するため、政府が検討している物流総合効率化法と貨物自動車運送事業法の改正の概要がわかった。一定規模の荷主に荷待ち時間を減らす改善計画策定と取組状況の報告を義務付け、社内に「物流統括管理者」の配置を求める。元請け業者には、下請け状況管理簿の作成を義務付ける。2 月に閣議決定し、今国会に提出する方針。

### デジタルノマドに「特定活動」の在留資格付与（2/3）

出入国在留管理庁は２日、国際的にリモートで働く「デジタルノマド」に対し、一定の要件の下で６カ月滞在可能な「特定活動」の在留資格を認めると発表した。(1)年収 1,000 万円以上、(2)ビザ免除の対象で、日本と租税条約を締結する国・地域の国籍を持つこと、(3)民間医療保険への加入、などが条件。３月からパブリックコメントを開始し、３月末までに制度を開始する見込み。

### 2023 年の実質賃金　２年連続減（2/6）

厚生労働省が６日に発表した 2023 年の毎月勤労統計調査（速報）で、物価変動を加味した労働者１人当たりの実質賃金が前年比 2.5%減となった。２年連続の減少となり、マイナス幅は 1.0%減だった 22 年から広がった。基本給やボーナス等を合わせた名目賃金は、前年比 1.2%増の月平均 32 万 9,859 円と３年連続で増加したが、消費者物価指数の上昇率が前年比 3.8%増と高水準だったことが影響した。

### 失業手当　面談・書類オンライン化で自宅手続可能に（2/11）

厚生労働省は、失業認定の面談を 2024 年度にもウェブ会議システムで代替できるようにする。現在は９カ所のハローワークで試行実施しているが、全国に広げる。３月にも労働政策審議会の部会で議論を始め、６月に政府がまとめる規制改革実施計画に盛り込む方針。失業認定申告書等を電子申請する仕組みも 24 年度中に整え、受給者の来所のための負担軽減等につなげる。

### 荷主・運送事業者への規制強化へ　改正法案が閣議決定（2/14）

13 日、「物流の 2024 年問題」に対応する物流関連２法の改正案が閣議決定された。物流総合効率化法（流通業務総合効率化法から名称を変更）では、荷主に荷待ち時間を減らす計画の作成を義務付け、違反には最大 100 万円の罰金を科す等を行う。また貨物自動車運送事業法では、元請け業者に対し下請企業の管理簿作成を義務付ける等により、多重下請け構造の是正を図る。

### 初診・再診料等引上げ　医療界の賃上げの原資に（2/15）

医療サービスの公定価格「診療報酬」の改定内容が 14 日、決定した。初診・再診料や入院基本料といった基本的な報酬を引き上げるほか、「マイナ保険証」の利用促進を含む「医療 DX」に向けた報酬加算や、医療従事者の賃上げを実現させるための「ベースアップ評価料」加算を新設。６月から適用される。患者に一律でかかる初診料の引上げは 20 年ぶり。

### 子ども・子育て支援法等改正案　閣議決定（2/16）

政府は 16 日、子ども・子育て支援法などの改正案を閣議決定した。児童手当や育児休業給付の拡充のほか、すべての子育て家庭が保育を受けられる「こども誰でも通園制度」創設など、給付の拡充と保育サービスの強化が両輪。必要となる財源 3.6 兆円を確保するための「子ども・子育て支援金」の創設では、公的医療保険に上乗せして徴収し、28 年度に約１兆円を確保する。今国会中の成立を目指す。

### 中堅企業の賃上げ　重点支援（2/17）

政府は 16 日、産業競争力強化法の改正案を閣議決定した。従業員 2,000 人以下の企業を「中堅企業」と定義し、賃上げ等の重点支援を行う。これまで大企業と同等に扱われ、中小企業と比べて税制面での支援が手薄だったが、設備投資減税や法人税の減税により成長の後押しをし、経済の底上げと賃上げ拡大につなげる。年内の成立、施行を目指す。

### 2024 年度の公共工事の労務単価　5.9%引上げ（2/17）

国土交通省は 16 日、公共工事の予定価格の見積もりに使う賃金基準「公共工事設計労務単価」について、2024 年度は前年度より平均 5.9%引き上げ、全職種の全国平均で２万 3,600 円とすると発表した。引上げは 12 年連続で、公表を始めた 1997 年以降で過去最高。３月以降に発注する工事から適用される。

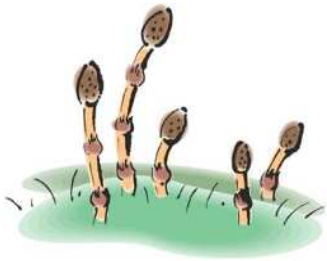

決定済み
適用待ちの改正

## 令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会（協会けんぽ）は、基本的に、毎年１回、３月分（４月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。令和６年３月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

### 令和6年3月分からの協会けんぽの保険料率

１　一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕　　＿＿＿は変更あり（神奈川県以外は変更あり）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | １０.２１％ | 石川県 | ９.９４％ | 岡山県 | １０.０２％ |
| 青森県 | ９.４９％ | 福井県 | １０.０７％ | 広島県 | ９.９５％ |
| 岩手県 | ９.６３％ | 山梨県 | ９.９４％ | 山口県 | １０.２０％ |
| 宮城県 | １０.０１％ | 長野県 | ９.５５％ | 徳島県 | １０.１９％ |
| 秋田県 | ９.８５％ | 岐阜県 | ９.９１％ | 香川県 | １０.３３％ |
| 山形県 | ９.８４％ | 静岡県 | ９.８５％ | 愛媛県 | １０.０３％ |
| 福島県 | ９.５９％ | 愛知県 | １０.０２％ | 高知県 | ９.８９％ |
| 茨城県 | ９.６６％ | 三重県 | ９.９４％ | 福岡県 | １０.３５％ |
| 栃木県 | ９.７９％ | 滋賀県 | ９.８９％ | 佐賀県 | １０.４２％ |
| 群馬県 | ９.８１％ | 京都府 | １０.１３％ | 長崎県 | １０.１７％ |
| 埼玉県 | ９.７８％ | 大阪府 | １０.３４％ | 熊本県 | １０.３０％ |
| 千葉県 | ９.７７％ | 兵庫県 | １０.１８％ | 大分県 | １０.２５％ |
| 東京都 | ９.９８％ | 奈良県 | １０.２２％ | 宮崎県 | ９.８５％ |
| 神奈川県 | １０.０２％ | 和歌山県 | １０.００％ | 鹿児島県 | １０.１３％ |
| 新潟県 | ９.３５％ | 鳥取県 | ９.６８％ | 沖縄県 | ９.５２％ |
| 富山県 | ９.６２％ | 島根県 | ９.９２％ | ― | ― |

２　介護保険料率〔全国一律／40 歳以上 65 歳未満の方について、１に加えて負担・納付〕

| | |
|---|---|
| 全国一律 | １.６０％（１.８２％から変更） |

㊟ 健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★神奈川県を除く 46 都道府県の都道府県単位保険料率と全国一律の介護保険料率が変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

〈補足〉厚生年金保険の保険料率（18.3%）については、法律で固定されているため改定はありません。また、子ども子育て拠出金率（0.36%）についても、令和６年度における改定は予定されていません。

決定済み
施行待ちの改正

## 労災保険率を改定　令和6年4月から

令和６年４月１日から、労災保険率、第２種特別加入保険料率、労務費率が改定されることになりました。そのポイントは、次のとおりです。

### 令和6年4月からの労災保険率などの改定のポイント

□　労災保険率を、業種平均で 1,000 分の 0.1 引き下げ（平均「1000 分の 4.5」→「1,000 分の 4.4%」）
……全 54 業種（船舶所有者の事業を含む）中、17 業種で引き下げ、３業種で引き上げとなる。

次ページへ続く

□　一人親方などの特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率を改定
……全 25 区分中、 5 区分で引き下げとなる（引き上げとなる区分はなし）。
□　請負による建設の事業に係る労務費率を改定
＜労災保険率の改定について＞
〇改定された業種の例
・水力発電施設、ずい道等新設事業：1,000 分の 62― 改定 ↘ →1,000 分の 34
・食料品製造業：1,000 分の 6 ― 改定 ↘ →1,000 分の 5.5
・ビルメンテナンス業：1,000 分の 5.5― 改定 ↗ →1,000 分の 6
〇改定されなかった業種の例（各率を据え置き）
・金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業：1,000 分の 88（最も高い労災保険率）
・卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業：1,000 分の 3
・金融業、保険業又は不動産業：1,000 分の 2.5（最も低い労災保険率の一つ〔他に 3 業種〕）
・その他の各種事業：1,000 分の 3
㊟これらは、メリット制の適用がない場合の労災保険率です。

★労働保険料の申告・納付（継続事業においては年度更新）に備えて、貴社の業種に適用される労災保険率の改定の有無などを確認しておく必要があります。お声掛けいただければ、こちらで確認いたします。

〈補足〉雇用保険率（例：一般の事業では 1,000 分の 15.5）及び一般拠出金率（一律 1,000 分の 0.02）については、令和 6 年度における改定は予定されていません。

## 改正予定　在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定　令和6年4月から

厚生労働省から、令和 6 年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和 6 年度の年金額は、法律の規定に基づき、2.7％の引き上げになります。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

### ・・・・・・・・・・・・在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定（令和6年4月～）・・・・・・・・・・

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額（支給停止調整額）が、「48 万円」から「50 万円」に改定されます。

**～令和 6 年 3 月**
①賃金（賞与込み月収）＋ ②年金の月額が、
・「48 万円」超えないとき➔ 年金の支給停止なし
・「48 万円」超えるとき　➔ 年金を支給停止（超える額の 2 分の 1 を支給停止）

**令和 6 年 4 月～**
①賃金（賞与込み月収）＋ ②年金の月額が、
・「**50 万円**」超えないとき➔ 年金の支給停止なし
・「**50 万円**」超えるとき　➔ 年金を支給停止（超える額の 2 分の 1 を支給停止）

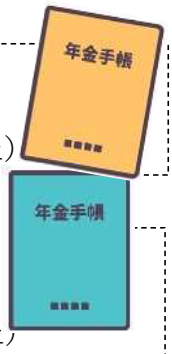


〈補足〉上記の支給停止の仕組みは、令和 4 年 4 月施行の改正で、60 歳台前半の在職老齢年金と 60 歳台後半・70 歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

★老齢厚生年金の受給権者である在職者について、年金が支給停止されないギリギリのラインで賃金を支払う場合は、賃金を 2 万円アップできるということになります。在職者の年金の仕組みなど、詳しく知りたいときは、気軽にお尋ねください。